

以下の内容は、プロポーザル選定を実施するにあたり、現段階で想定される業務内容を示したものである。実際の契約締結にあたっては、プロポーザル選定事業者（受託候補者）と協議のうえ業務内容を決定し、正式な仕様書を作成する。

## 練馬区都市計画マスタープラン実施状況調査業務委託 基本仕様書（案）

### 1 件名

練馬区都市計画マスタープラン実施状況調査業務委託

### 2 目的

本委託は、練馬区都市計画マスタープランの実施状況調査業務の支援を行うことを目的とする。

### 3 基本仕様書定義

本基本仕様書は、練馬区都市計画マスタープラン実施状況調査業務委託のプロポーザル選定において、企画提案書作成のために業務委託の基本事項および前提条件等を記載するものである。

プロポーザル選定の結果、受託候補者と区は、業務の進め方について協議を行い、当該業務の仕様内容を決定する。今回企画提案の範囲は令和6年6月（予定）から概ね2か年度の間である。

ただし、今回のプロポーザルの結果に基づく委託契約は令和6年度分のみであり、翌年度以降の委託契約について確定するものではない。

### 4 委託予定内容

下記は、現在練馬区が考える業務項目であるが、これに拘束されることなく、具体的な提案や自由な発想による効果的・効率的な提案を求める。

#### (1) 初年度に実施を想定している業務内容

ア 現行都市計画マスタープランに基づいて実施した施策等に係る現況調査

イ 現行都市計画マスタープランの実現の程度を検証するための庁内調査

ウ 実施状況報告書（案）の作成

エ 資料作成等

(ア) 練馬区議会常任委員会、都市計画審議会、庁内関係者会議等に説明・報告するための資料の作成および運営の支援

(イ) 庁内関係者会議等の議事録作成

(2) 翌年度に実施を想定している業務内容

ア 実施状況報告書（案）の内容に対する区民意見の聴取等

イ 実施状況報告書の作成

ウ 資料作成等

(ア) 練馬区議会常任委員会、都市計画審議会、庁内関係者会議等に説明・報告するための資料およびホームページに公開するための資料の作成および運営の支援

(イ) 庁内関係者会議等の議事録作成

**5 委託期間（予定）**

初年度：令和6年6月上旬～令和7年3月31日

翌年度：令和7年4月1日～令和8年3月31日

**6 成果品等**

(1) 業務委託報告書 2部（各年度）

(2) 実施状況報告書（案） 2部（初年度）

(3) 実施状況報告書 2部（翌年度）

(4) 上記ほか実施状況報告書取りまとめの過程で作成した各種資料を格納した電子データ一式（CD-ROM等）（各年度）

**7 著作物の取扱い**

本委託により作成した資料・成果品の権利は、すべて区に帰属するものとし、受託者は区の承諾なしに他に公表、貸与および使用してはならない。

**8 管理技術者・主任技術者等**

(1) 受託者は、本業務における管理技術者および主任技術者を定め、発注者に提出するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

(2) 管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理および統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(3) 主任技術者は、本業務の履行にあたり、技術士（業務に該当する部門）の資格またはこれと同等の資格や能力・経験を有する技術者とする。

(4) 主任技術者は、都市計画マスタープラン計画作成業務またはこれに類似する業務の経験を有する者とする。

(5) 管理技術者は、主任技術者を兼ねることができる。

(6) 管理技術者・主任技術者のほか担当予定技術者全員について、当該技術者が所属する組織と直接的な雇用関係にあること。

## 9 提出書類

- (1) 受託者は、管理技術者および主任技術者を契約後速やかに定め文書（主任技術者の経歴書・技術者登録証等を添付すること）により、区へ提出する。また、契約期間中の業務従事者の名簿および労務管理体制等報告書を区へ同様に提出する。なお、これらを変更したときも上記の提出を行うこととする。このうち、労務管理体制等報告書に限り、変更の有無に関わらず年度途中での提出を求めることがある。
- (2) 受託者は、契約時・完了時または変更時において、テクリス（測量調査設計業務実績情報サービス）を、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更は契約変更後速やかに、完了は完了検査後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを速やかに区に提出しなければならない。ただし、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

## 10 その他

- (1) 受託者は、本業務について疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議して明確にするものとする。
- (2) 受託者は、本業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (3) 個人情報に関する取扱い等については、別紙「情報の保護および管理に関する特記事項」によるものとする。

## 11 問合せ先・担当

練馬区 都市整備部 都市計画課 都市計画担当係 丸山・樋口  
練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号 練馬区役所本庁舎 16 階（7 番窓口）  
電話 03-5984-1534（ダイヤルイン）  
電子メール toshikeikaku09@city.nerima.tokyo.jp